

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和2年4月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員 1番 大西 善郎 2番 小川 利 3番 小田 常雄  
4番 金田 善雄 7番 柴田 精治 8番 谷口 清美  
10番 中井 弘 11番 仲須 眞理 12番 長谷目 隆  
13番 濱堀 秀規 14番 林 博子 15番 板東 幸雄  
16番 藤本 詳治 17番 増金 義文 18番 松村 多美子  
19番 向 栄治 20番 八木 健治

欠席委員 5番 木下 茂 6番 齋藤 はつ子 9番 手塚 弘二

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
所有権移転 1件  
利用権設定 1件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 取消願について 1件

議案第5号 第5条の規定による許可申請について 10件

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件

②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件

③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件

④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 7件

⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 2件

⑥非農地証明願について 2件

⑦地目照会について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年4月の農業委員会を開会いたします。  
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の署名人は、18番 松村委員、19番 向委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >  
所有権移転 4件  
利用権設定 1件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。  
ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。  
『議案第1号』の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。  
次に『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について地元委員さん申し上げます。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席のため、事務局の方から意見を代読させていただきます。  
譲受人は現在大麻町で牧場を営んでいます。譲渡人は農業を引退する意向で、譲受人と売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
申請地は現在も牧草放牧地として利用されており、取得後も牧草を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

金田委員 4番。申請地は、大津橋の南東に位置する農地です。  
申請人の親は、申請地が「宅地」であった時に住宅を建築しました。その後、居宅部分を分筆せずに申請地全体を「田」に地目変更を行いました。今回相続により農地を確認しているうえで、住宅部分が違法状態であり転用手続きを行う必要が判明したため、本申請となりました。  
事業計画では、申請面積を住宅敷地としており、同様に利用するため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津橋から南東へ約600mに位置しており、宅地と旧吉野川により分断された広がりがない第2種農地に該当します。

申請地は、元々地目が「宅地」であり、申請人の親が昭和47年頃に住宅を建築しました。その後、昭和49年に居宅部分を分筆せずに申請地全体を「田」に地目変更を行いました。今回相続により取得した農地を確認しているうえで、住宅部分について違法状態であり転用手続きを行う必要が判明したため、今回の申請となりました。

事業計画では、578.25㎡を住宅敷地としており、同様に利用することです。周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』取消願について審議に入ります。

まず、事務局より内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 取消願について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いします。

ご質問・ご意見等はないようですので採決いたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案通り承認といたします。

以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <5. 農地法第5条の規定による許可申請について 10件>

・申請番号1～10について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

長谷目委員 12番。申請地は、大津西小学校の南、JRの線路の北側にある農地です。  
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。  
計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津西小学校の南約180mに位置する農地であり、周囲をJR鳴門線と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。  
譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。  
事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。  
本設備は令和元年10月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約については令和元年11月になされております。  
事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

事務局係長 地元委員の木下さんが欠席されておりますので、事務局より意見を代読させていただきます。  
申請地は、つきだめ池の南にある農地で、周囲をつきだめ池と宅地により分断された1

0ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、太陽光発電パネルを260枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年2月になされております。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、つきだめ池の南約60mに位置する農地であり、周囲をつきだめ池と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを260枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年2月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号3、4、5番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局係長

地元委員の手塚さんが欠席のため、事務局の方から意見を代読させていただきます。

申請地は、大麻比古神社の南東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大麻比古神社の南東約700mに位置する農地であり、ため池と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年12月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は令和2年2月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号3、4、5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号3、4、5番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号6、7番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長

こちらも地元委員が手塚さんのため、代読させていただきます。

申請地は、大麻比古神社の南東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長       申請地は、大麻比古神社の南東位置する農地であり、墓地と宅地により分断された10  
ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、こちらも鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した  
日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを申請番号6番につきましては260枚、申請番号7  
番につきましては288枚設置、どちらも49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は、申請番号6番につきましては令和2年2月、申請番号7番は令和元年11月  
に、10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との  
電力供給契約も、申請番号6番につきましては令和2年3月、申請番号7番につきまして  
は令和元年11月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除  
を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画  
も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、  
事業計画については適当と認められます。

谷口会長           それではお諮りいたします。  
申請番号6、7番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号6、7番の案件については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号8番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長       こちらも地元委員が手塚さんのため、事務局より代読させていただきます。  
申請地は、大麻比古神社の南東にある農地です。  
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地  
につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水  
については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長       申請地は、大麻比古神社の南東約810mに位置する農地であり、墓地と宅地により分

断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年12月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は令和2年2月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号8番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号8番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号9番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長

こちら地元委員が手塚さんのため事務局より意見を代読させていただきます。

申請地は、大麻比古神社の北にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大麻比古神社の北約270mに位置しており、墓地と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

他の案件と同様に、譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを216枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年10月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は令和元年11月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号9番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号9番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号10番の案件について、地元委員さんからご意見を願います。

事務局係長

こちら地元委員が手塚さんのため、事務局より意見を代読させていただきます。

申請地は、極楽寺の南東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったことから、今回の申請となりました。

計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、極楽寺の南東約530mに位置する農地であり、宅地とJR鳴門線により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年11月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和元年11月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                    それではお諮りいたします。  
申請番号10番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

谷口会長                    申請番号10番の案件については原案どおり承認することといたします。  
以上で、『議案第5号』については全てご審議いただきました。  
すみません、こちらは大規模案件になるのでしょうか。

事務局係長                こちらは案件ごとに別々に分かれておりますので、大規模案件にはなりません。

谷口会長                    わかりました。  
次に、『議案第6号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長                <6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>  
                              ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長                    次に、地元委員さんのご意見を申し上げます。  
申請番号1番の地元委員さん申し上げます。

増金委員                    17番。●●さんは、大津町で梨や野菜を生産する農家です。  
申請地にも梨が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長                    ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

谷口会長                    それでは、『議案第6号』については原案どおり承認いたします。  
次に、『議案第7号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長                <4. 報告事項 17件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	7件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約）	2件
⑥非農地証明願について	2件
⑦地目照会について	1件

谷口会長           ただ今事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
次に、その他でございますが、なにかございますか。

事務局係長       事務局から1点だけお知らせいたします。  
本日、新しい活動記録簿をご持参いただいているかと思いますが、この中で1点、質問がございましたのでお答えさせていただきます。  
中を見ていただくと記載例として、従来どおりの、1日が「○」、0.5日が「△」で記入していく方法と、実際の時間を記入していく方法のどちらも掲載されております。  
こちらにつきましては、どちらでも大丈夫ですので、従前のおり、1日が「○」、0.5日が「△」で記載いただければと思います。よろしく願いいたします。

谷口会長           1日は「○」、半日は「△」でいいのですね。

事務局係長       はい。それでお願いいたします。

谷口会長           他にございませんか。  
それでは、これをもちまして令和2年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会   14時50分  
令和2年4月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 松村 多美子

議事録署名者 向 栄治